

鹿屋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市規則第 26 号

令和 8 年 3 月 23 日 決 裁

鹿屋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年鹿屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第４項中「別表第４第４号及び第５号」を「別表第３第５号及び第６号」に改める。

別表第３に次のように加える。

17	生後１年に達しない子（条例第９条第１項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	１日２回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親（同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親をいう。以下同じ。）である者若しくは養育里親である者（同法第27条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職
----	--	--

		員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
18	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、その子の看護等のため次に掲げる理由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること。	一の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に5（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間

	イ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止 ウ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はイに掲げる事由に準ずるもの エ 入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典	
19	要介護者（条例第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他要介護者の必要な世話をを行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるもの	一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間

	に限る。)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	
20	会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間

別表第4を次のように改める。

別表第4（第14条関係）

事由		期間
1	女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
2	女性の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認めら	必要と認められる期間

	れる場合	
3	会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。